

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成23年  
(2011年) 4月 5日

第1790・91・92号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

# 市議会旬報

## 東北地方太平洋沖地震で未曾有の被害 本会が支援対策本部設置

3月11日、三陸沖を震源地とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模を示すマグニチュードが9・0を記録した大地震は、大きな揺れによる被害のほか、巨大な津波被害を沿岸各地にもたらし、地域によっては自治体そのものが壊滅するなど、未曾有の大災害となった。

【関連記事を4・5面掲載】

また、大地震は、福島第一原子力発電所に深刻な事故を引き起こし、関係者は未だ復旧作業に追われる事態となっ

ている。原発周辺住民が避難する非常事態となっているほか、近隣各県にまで跨る農産物・原乳の出荷停止、水道水の飲用にまで制限が及ぶなど、被害は拡大の一途を辿っている。

この中、本会では五本幸正会長を本部長とする「東北地方太平洋沖地震災害支援対策本部」を3月16日に立ち上げた。支援本部の設置により、各市議会や国と連絡を密にし

・復興を推進するため、最大限の支援・協力を実施することとした。支援本部の役割等については左上掲。

本会支援本部の設置を受け、岩手県市議会議長会（会長 佐藤栄一・盛岡市議会議長）は18日、東北市議会議長会（会長 田澤豊彦・会津若松市議会議長）は23日、それぞれ緊急要請を支援本部に提出。燃料の安定供給、ライフライン等の早期復旧、原子力災害対策——などを柱とした緊急要請の提出を受け、本

会が政府ほか関係方面へ、3月23日に要請した。

また、29日には本会として「平成23年東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請」を取りまとめ、政府など関係方面へ被災者支援と復興対策の推進を訴えた。本会取りまとめの緊急要請全文は4面掲載。

このほか政府は13日、東北地方太平洋沖地震による大震災を激甚災害に指定。統一地方選の選挙期日に関する特例法も18日に成立させ、22日に第1次指定、24日に第2次指定を実施した。統一地方選の関連記事は5面掲載。

災害救助法も適用され、24日時点で130市区が同法の適用を受けた。4面掲載。

### 一括法案が閣議決定 地方議員年金も

政府は3月11日、国が自治体の仕事を法令で縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県の権限の市町村移譲に向け、関連する188の法律を改正する一括法案を閣議決定した。この法案は、政府が昨年まとめた地域主権戦略大綱に盛り込まれた義務付け・枠付け見直しと権限移譲を法案化したもの。

このほか、政府は同日の閣議で、地方議員年金制度を6月に廃止するとした、地方公務員共済組合法改正案についても決定した。（関連記事を2・3・5面掲載）

### 全国市議会議長会東北地方 太平洋沖地震災害支援対策本部

1. 災害支援対策本部の役割
  - (1) 義援金の募集及び連絡
  - (2) 要請事項等の国に対する伝達
  - (3) 国における各種対策の情報収集及び状況把握
  - (4) 地方六団体等との連絡
  - (5) その他
2. 災害支援対策本部役割分担
  - (1) 義援金について（総務部）
  - (2) 情報収集及び連絡調整（政務第一部、政務第二部、調査広報部）

### 東北地方太平洋沖地震に対する五本会長談話

平成23年3月11日、三陸沖から関東に至る太平洋沖を震源とするマグニチュード9・0の国内観測史上最大規模の地震により東北地方及び関東地方の極めて広い範囲で地震と津波による災害が発生しました。

この災害により、多くの人

命の犠牲を伴う甚大な被害が発生し、今なお多くの行方不明者の捜索が行われている状況にあります。

犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

また、今なお各地方自治

体、自衛隊、警察、消防等関係者により、昼夜を問わず懸命な救出・救援活動さらには福島第一原子力発電所の復旧作業が行われているところであります。

本会といたしましては、被災された方々への支援、被災地の復興をはじめとする様々な課題に対し、全力を挙げて取り組んで参ります。

平成23年3月23日

# 議員年金制度の廃止法案のあらまし

地方議会議員年金制度を廃止する措置を講ずることを内容とする地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案が3月11日、閣議決定された。

(次ページに法律案の概要)

法律案では、平成23年6月1日に地方議会議員の年金制度を廃止するとしている。

法律の施行日を23年6月1日としているのは、市・町村の両議員共済会が、6月にも資金不足となることが見込まれることから、年金と一時金の給付に支障が生ずるため。

23年4月に実施される統一地方選挙時に年金受給資格(在職12年以上)を満たす者が相当程度退職することが見込まれることから、法律案の5月中成立が不可欠となる。

制度の廃止に伴う給付にかかる措置では、制度廃止時に現職議員である者(在職12年以上)と制度の廃止方針決定後の23年1月から5月までの退職者で、退職年金受給資格を満たしている者については、退職年金の支給と退職一

時金の支給のいずれかを選択できるとしている。

また、制度廃止に伴い、制度廃止時において議員である者の退職年金、退職一時金等の額の算定についての在職期間は、23年5月31日までとする。退職一時金の給付率は、掛金及び特別掛金総額の80%。

なお、制度廃止前に在職している者は、掛金及び特別掛金の納付が必要だが、制度廃止方針決定後の1月以降に退職して退職一時金の支給を受ける者については、1月分から同5月分までの掛金及び特別掛金の全額を退職一時金に

(三)公務傷病年金及び遺族年金の取り扱い  
公務傷病年金及び遺族年金は、制度廃止前の地方議会議員年金制度(現行制度)による給付を基本に行われる。

(四)制度廃止時に現職議員であった者が死亡した場合の遺族給付  
①年金受給資格を満たしている現職議員が制度廃止前に

算入するとしている。

廃止時に既に議員を退職している者にかかる給付

(一)制度廃止時に既に議員を退職している者にかかる給付について  
制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者の給付の取扱いは、次のとおり。

①制度廃止時に既に退職年金を受給している者については、制度廃止前の地方議会議員年金制度(現行制度)による給付が継続される。

②制度廃止の方針決定後の平成23年1月から5月までに死亡した場合は、現行制度による遺族年金が支給される。

②年金受給資格を満たしている現職議員が制度廃止後に死亡した場合の支給は、①と同様だが、退職年金額が200万円を超える場合にあつては、超える額の10%を引き下げた後の額の2分の1を支給する。

③制度廃止前に年金受給資格を満たしている者は、現行年金の受給資格を満たしている場合は、現行制度による退職年金の支給を受けるか退職一時金の支給を受けるかいずれかを選択することができる。

退職した者で、退職時に退職年金の受給資格を満たしている場合は、現行制度による退職年金の支給を受けるか退職一時金の支給を受けるかいずれかを選択することができる。

③退職時に退職年金の受給資格を満たさない者は、退職一時金の支給を受ける。給付率は、掛金及び特別掛金総額の80%。3年未満の在職歴の者も支給を受けることができる。

制度廃止時に現職議員である者にかかる給付

(二)制度廃止時に現職議員である者にかかる給付  
①制度廃止時に現職の議員である者で、退職年金受給資

格のない現職議員が死亡した場合は、遺族一時金を支給する。

(五)退職年金にかかる給付の引き下げ・支給停止措置の強化(いずれも平成23年9月1日施行)  
①退職年金の年額が200万円を超える場合については、超える額の10%の額を引き下げる。

②退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額(住民税の課税総所得金額ベース)との合計額が700万円を超える場合には、超える額の2分の1に相当する金額の支給を停止するとともに、現行の支給停止の際の最低保障額(190・4万円)は廃止する。この高額所得による支給停止措置の対象

格を満たしている者は、現行制度による退職年金の支給を受けるか退職一時金の支給を受けるかいずれかを選択することができる。

退職年金の支給を選択した場合、議員を引退後に支給を受ける。退職年金の支給を受ける者が高額所得者である場合には、支給停止措置に該当する。

退職一時金の支給を選択した場合の受給時期は廃止後の任期満了などの最初の退職の時。

②退職年金の受給資格を満たしていない者は、退職一時金を受給する。受給時期は①と同様。

②退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額(住民税の課税総所得金額ベース)との合計額が700万円を超える場合には、超える額の2分の1に相当する金額の支給を停止するとともに、現行の支給停止の際の最低保障額(190・4万円)は廃止する。この高額所得による支給停止措置の対象

者は、全ての退職年金受給者となる。

(注)法律案では、制度廃止時に現職の議員で廃止後に退職した際に支給を受ける退職年金を「特別退職年金」とし、廃止前に給付事由が生じた退職年金を「旧退職年金」として、廃止前に給付事由が生じた退職一時金を「旧退職一時金」とし、23年1月から5月までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受ける権利を有する者が退職一時金の支給を受ける場合を「代替退職一時金」としていますが、本文ではいずれも「退職一時金」と表現しました。

また、廃止前に給付事由が生じた退職一時金を「旧退職一時金」とし、23年1月から5月までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受ける権利を有する者が退職一時金の支給を受ける場合を「代替退職一時金」としていますが、本文ではいずれも「退職一時金」と表現しました。(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の概要、同要綱、同法律案及び同新旧対照条文は全市に送付した)。

4月5日現在の都市数	
809都市	
うち	
指定都市	19市
中核市	41市
特例市	40市
一般市	686市
特別区	23区

# 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の概要

1. 地方議会議員年金制度の廃止

(1) 地方議会議員年金制度に関する規定(第11章等)の削除  
(2) 制度廃止時に既に議員を退職している者に係る給付  
制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、制度廃止前の地方議会議員年金制度による退職年金の給付を継続することとする。

(3) 制度廃止時に現職議員である者に係る給付等

① 制度廃止時に現職議員である者のうち、制度廃止時に退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金及び特別掛金の総額の80%の退職一時金の支給のうちのいずれかを選択できることとする。  
② 制度廃止時に現職議員である者のうち、制度廃止時に退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金及び特別掛金の総額の80%の退職一時金を給付することとする。  
(遺族一時金も同様の取扱い)

一時金の給付時期は、任期満了を含む制度廃止後最初の退職時とする。

制度廃止の方針決定後の平成23年1月から5月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす場合には②(遺族一時金も同様の取扱い)によることとする。

(4) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置の強化  
①(2)、(3)のいずれの場合においても、退職年金について、年額が200万円を超えるときには、当該超える額の10%を引き下げることをする。

(5) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い  
公務傷病年金及び遺族年金は、制度廃止前の地方議会議員年金制度による給付を基本として、給付を行うこととする。

(6) 平成23年1月分から5月分までの掛金及び特別掛金の取扱い  
制度廃止の方針決定後の平成23年1月以降に退職して退職一時金の給付を受ける者については、同月分から平成23年5月分までの掛金及び特別掛金の全額を退職一時金に算入することとする。(遺族一時金も同様の取扱い)  
(7) その他  
① 制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は、地方議会議員共済会(都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会)が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとする。  
各地方公共団体は、毎年度、現職議員の標準報酬総額に

## 議会人事

### ▼議長

- 田原 眞木正五(2・3)
- あま 林 立規(2・4)
- 西東京 小林たつや(2・7)
- 戸田 伊東秀浩(2・7)
- 倉敷 森 守(2・7)
- かすみがうら
- 小座野定信(2・8)
- 茨木 大谷敏子(2・8)
- 富岡 高橋 稟(2・10)

### 津

- 橋村清悟(2・14)
- 阿蘇 田中則次(2・14)
- 須坂 豊田清実(2・15)
- 御殿場 勝又嶋夫(2・15)
- つがる 山本清秋(2・16)
- 亀岡 石野善司(2・17)
- 五所川原 工藤武則(2・18)
- 大野 本田 稟(2・22)
- 中央(山梨)
- 田中健夫(2・22)
- 瑞浪 成重隆志(2・23)
- 三豊 近藤賢司(2・23)

### 今治

- 本宮健次(2・23)
- 鳥栖 齊藤正治(2・23)
- 豊見城 屋良国弘(2・23)
- 高島 大西勝巳(2・24)
- 日田 城野礼子(2・25)
- 各務原 浅野健司(2・28)
- 下関 関谷 博(2・28)
- 白山 藤田政樹(3・2)
- 神栖 野口一洋(3・2)
- 前橋 細野勝昭(3・2)
- 榎原 榎尾幸雄(3・2)
- 豊後高田 村上和人(3・2)

### ▼副議長

- 田原 鈴木義彦(2・3)
- 戸田 鈴木麗子(2・7)
- 倉敷 原 勲(2・7)
- 西東京 倉根康雄(2・8)
- かすみがうら
- 中根光男(2・8)
- 羽東 孝(2・8)
- 富岡 佐藤 剛(2・10)
- 阿蘇 古木孝宏(2・14)
- 須坂 関野芳秀(2・15)
- 御殿場 勝亦 功(2・15)

### 津

- 小菅雅司(2・15)
- 唐津 古川 保(2・15)
- つがる 白戸勝茂(2・16)
- 亀岡 菱田光紀(2・17)
- 五所川原 磯邊勇司(2・18)
- 大野 藤堂勝義(2・22)
- 中央(山梨)
- 福田清美(2・22)
- 瑞浪 熊澤清和(2・23)
- 三豊 小林照武(2・23)
- 今治 渡辺文喜(2・23)
- 豊見城 金城吉夫(2・23)

### 高島

- 駒井芳彦(2・24)
- 日田 鷹野守男(2・25)
- 各務原 関 浩司(2・28)
- 下関 末永 昇(2・28)
- 鳥栖 尼寺省悟(2・28)
- 行田 田口英樹(3・1)
- 白山 寺越和洋(3・2)
- 前橋 岡田行喜(3・2)
- 榎原 水本ひでこ(3・2)
- 江田島 山根啓志(3・2)
- 豊後高田 松本博彰(3・2)
- 守谷 松丸修久(3・3)

### 取扱い

制度廃止の方針決定後の平成23年1月以降に退職して退職一時金の給付を受ける者については、同月分から平成23年5月分までの掛金及び特別掛金の全額を退職一時金に算入することとする。(遺族一時金も同様の取扱い)  
(7) その他  
① 制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用は、地方議会議員共済会(都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会)が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとする。  
各地方公共団体は、毎年度、現職議員の標準報酬総額に

2. 施行期日  
平成23年6月1日施行  
退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置の強化に関する規定は、平成23年9月1日施行  
平成23年3月  
総務省自治行政局公務員部

### 平成23年3月

総務省自治行政局公務員部

# 大震災で本会が緊急要請

## 福島第一原発 現在も進行中の原発災害

本会は3月29日、「平成23年東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請」全文を下掲を取りまとめ、被災者救援の強化、生活再建の支援、ライフライン等の早期復旧、原子力災害対策などについて迅速かつ万全の対策を講じるよう、政府など関係方面に対し要請した。

この要請は、大地震による揺れそのものと合わせ、大地震に由来する大津波により、東北から関東にかけて太平洋沿岸に、未曾有の大災害を引き起こしたことから取りまとめたもの。地震災害の影響により福島第一原子力発電所も非常事態に陥っており、復旧作業が今も進められている。

要請先は次のとおり。

【内閣府】菅直人・内閣総理大臣 枝野幸男・内閣官房長官 松本龍・特命相(防災) 東祥三・副大臣 平野達男・副大臣 末松義規・副大臣 園田康博・大臣政務官 阿久津幸彦・大臣政務官

和田隆志・大臣政務官 瀧野欣彌・内閣官房副長官

【国土交通省】大畠章宏・大臣 三井辨雄・副大臣 池口修次・副大臣 市村浩一郎

・大臣政務官 小泉俊明・大臣政務官 津川祥吾・大臣政務官 竹歳誠・事務次官

【総務省】片山善博・大臣 平岡秀夫・副大臣 鈴木克昌・副大臣 内山晃・大臣政務官 逢坂誠二・大臣政務官 森田高・大臣政務官 岡本保・事務次官

【厚生労働省】細川律夫・大臣 小宮山洋子・副大臣

大塚耕平・副大臣 岡本充功

・大臣政務官 小林正夫・大臣政務官 阿曾沼慎司・事務次官

【経済産業省】海江田万里

・大臣 池田元久・副大臣 松下忠洋・副大臣 中山善活

・大臣政務官 田嶋要・大臣政務官 松永和夫・事務次官

【民主党】岡田克也・幹事長

【自由民主党】谷垣禎一・総裁 石原伸晃・幹事長

【公明党】井上義久・幹事長

### 災害救助法適用市

災害救助法適用市は次のとおり。

【岩手県】盛岡市・宮古市・大船渡市・花巻市・北上市・久慈市・遠野市・一関市・陸前高田市・釜石市・二戸市・八幡平市・奥州市  
【宮城県】仙台市・石巻市・

### 平成23年東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれによる大津波により、東北から関東にかけての太平洋沿岸の市町村に甚大な被害が発生し、被災地では懸命の救援活動と行方不明者捜索が続けられている。家屋の倒壊・焼失、道路・鉄道・港湾設備の損壊など被災状況は想像を絶するものであり、電気、水道、ガスなどのライフラインは寸断され、燃料や生活物資の不足も加わり、水点下に達する厳しい状況の中、市民の不安は頂点に達している。これらに加え、福島第一原子力発電所において重大な事故が発生し、原発周辺住民の避難という非常事態のみならず、近隣各県に及ぶ農作物・原乳の出荷停止、更には水道水の飲用にまで制限がなされることとなり、原発立地地域をはじめ広範囲な市民生活に大きな不安を与えている。今回の大地震・大津波による災害並びに原子力発電所事故については、各地方自治体で対応できる災害対策レベルをはるかに超えているものであり、国の強力な支援のもと一層の被災者救援及び復興対策を進めるため、次の措置を講ずるよう強く要請する。

- 被災者救援の強化  
被災者救援のため、食料品、飲料水等の生活必需品を速やかに避難所へ届けるとともに、被災者の避難や生活のみならず、一般市民の生活にも甚大な支障をきたしているガソリン、重油、軽油、灯油等については、直ちに必要量を確保し、被災地全域に届けること。  
また、医師、看護師、医薬品等を確保し、医療提供体制を整え、特に高齢者、人工透析患者等の傷病者、障がい者、子ども、妊産婦といった災害弱者の支援に万全を期すこと。
- 生活再建の支援  
被災者に対しては、早急に仮設住宅の建設をはじめとする住宅確保を行うとともに生活再建のための資金手当て等の支援を強化すること。
- ライフライン等の早期復旧  
電気、ガス、上下水道、電話等通信手段などのライフラインや、鉄道・バス等の公共交通機関の一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。  
また、大きな被害を受けた道路、橋梁、港湾、空港等の公共建築物、医療関連施設及び文教施設等の早期復旧を図るため、最大限の支援を行うこと。  
さらに、農林水産業をはじめとする地域経済の復興についても最大限の支援を行うこと。
- 原子力災害対策  
原子力災害への対応にすべての責任を有する国は、事態の早期収束に全力で取り組むこと。  
また、原子力発電所の立地地域住民の健康管理対策や避難先における生活確保等、その支援に万全を期すとともに、事故の概要や原因、近隣住民に与える影響等、情報公開を十分にを行い、国民の不安解消に最善を尽くすこと。  
さらに、放射性物質が検出された農産物等について、出荷停止の指示がされている農家への補償等経済的支援に万全を期すほか、出荷停止地域については、都道府県単位による一律的な指定ではなく、科学的に裏付けされた実証データに基づき、的確かつ限定的に地域を指定するとともに、農産物等に対する風評被害を防止するための万全の措置を講ずること。

平成23年3月29日

全国市議会議長会

塩竈市・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市

【東京都】八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・東大和市・清瀬市・多摩市・稲城市・

羽村市・あきる野市・西東京市・千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区

【福島県】福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河

市・須賀川市・喜多方市・相馬市・二本松市・田村市・南相馬市・伊達市・本宮市

【青森県】八戸市

【茨城県】水戸市・日立市・土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市

【栃木県】宇都宮市・小山市・真岡市・大田原市・矢板市・那須塩原・さくら市・那須烏山市

【千葉県】千葉市美浜区・旭市・習志野市・我孫子市・浦安市・香取市・山武市

# 大震災被害で実施困難 統一選延期で特例法

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の市町村を対象に、4月の統一地方選挙で実施する予定であった首長選や議員選を延期することができる「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が17日の衆議院本会議で可決、18日の

参議院本会議でも賛成多数により可決、成立した。施行日は3月22日。特例法の概要は左掲。  
特例法の施行を受け総務大臣は第1次指定を実施し、22日付けで該当市町村を公表した。第1次指定により、当該市町村の議員または首長の選挙、当該市町村が所在する県の議員または首長、それぞれの選挙期日が延期された。ま

た、第2次指定に該当した市町村を24日付けで、第3次指定は29日付けで公表した。第2次及び第3次指定を受けた市町村では、当該市町村の議員または首長の選挙が延期されることとなった。特例法の指定を受けた市町村のうち、  
【第1次指定】 陸前高田市（岩手県） 仙台市（宮城県）  
塩竈市（同） 多賀城市（同） 相馬市（福島県）  
【第2次指定】 盛岡市（岩手県） 久慈市（同） 二戸市（同） 白石市（宮城県）  
福島市（福島県） 会津若松市（同） 郡山市（同）  
白河市（同） 須賀川市（同）  
【第3次指定】 水戸市（茨城県）

## 閣議決定 地域主権一括法案 基礎自治体へ権限移譲

政府は3月11日、「地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」いわゆる地域主権一括法案を閣議決定した。

同法案は、基礎自治体への権限移譲（都道府県の権限の市町村への移譲）、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大――などで構成されており、今通常国会へ提出される予定となっている。

「基礎自治体への権限移譲」では、未熟児の訪問指導について「保健所設置市」から「市町村」へ移譲。区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定については「都道府県」から「指定都市」へ、家庭用品販売業者への立入検査については「都道府県」から「市」へ移譲される。

「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」では施設・公物設置管理の基準について「公立高等学校の収容定員の基準の廃止」など、協

議、同意、許可・認可、承認について「地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し」などが実施される。

同法案は平成22年6月22日の閣議決定された「地域主権の整備を実施するもの」。「基礎自治体への権限移譲」で47法律、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」で160法律、ただし重複が19法律あるため、合計188法律を対象に整備する。

施行期日は、直ちに実施できるものを「交付の日」、政省令等の整備が必要なものを「交付の日から起算して3月を経過した日」、地方自治体の条例や体制整備が必要なものを「24年4月1日（一部は25年4月1日）」とした。

3号合併のお知らせ  
本紙4月5日付第1792号は、東北地方太平洋沖地震の影響により3月15日付1790号と3月25日付1791号とを併せ、3号の合併号として発行いたしました。

平成23年3月  
総務省選挙部  
平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の概要

- 趣旨  
平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域の地方公共団体において、昨年11月に成立した「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の規定により平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講ずる。
- 選挙の期日の特例  
(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震の影響により、統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村（指定市町村）及び当該市町村の区域を包括する県（指定県）の議会の議員又は長の選挙の期日は、この法律の施行の日から起算して2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日（特例選挙期日）とする。  
(2) (1)の指定に当たっては、総務大臣はあらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならない。当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。
- 任期の特例  
この法律の施行の日から平成23年6月10日までの間に任期が満了する指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とする。
- その他  
該当する選挙についての寄附等の禁止期間の特例等を設ける。
- 施行期日  
公布の日から施行する。

4/1 高崎市が中核市へ  
4月1日、群馬県高崎市が特例市から中核市に移行した。これにより、全国の中核市は41市となった。

4/1 西尾市が編入合併  
4月1日、愛知県の西尾市が一色町・吉良町・幡豆町の3町を編入合併した。これにより同市は、人口16万3790人、面積160平方キロ、議員定数34人（定数特例）となった。

議会所在地変更  
石岡市（茨城県）  
〒315 0195  
石岡市柿岡5680番地1

# 22年度 本委員会 活動結果の概要

〈2〉

前回に引き続き、本会の産業経済委員会、地方財政委員会、建設運輸委員会の各委員会の平成22年度要望結果についての概要を掲載する。

## 産業経済委員会

1. 農業振興対策  
平成23年度から本格導入される「戸別所得補償制度」について、地域の農林水産業の実情を十分に考慮した持続可能性のある制度設計を行うとともに、所要財源の確保を求めてきた。

その結果、同制度の本格実施に充てる予算案は対前年度比20%増の8003億円が確保された。また、作付面積を拡大した農家への交付金を上積みする加算措置(規模拡大加算)の対象が米のほか、畑作物(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね)にも拡大された。対象者は、生産数目標に従って販売目的で生産する販売農家と集落営農となっている。戸別所得補償制度の導入は、我が国の農業・農村において、農業者の減少・高齢化、

農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあることから、農業と地域を再生させるとともに、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ることで、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としている。

22年度は、同制度における事業の効果や円滑な事業運営を検証するため、「水田利活用自給力向上事業」及び「米戸別所得補償モデル事業」が実施されている。

2. 林業振興対策  
森林整備事業については、これまで個々の間伐(伐り捨て間伐が中心)の実施に対して網羅的に支援してきたことから、施業の集約化や路網整備が遅れ、森林施業の低コスト化が進みにくい状態となっている。

この状況を踏まえ、23年度においては、集約化して計画的な森林整備を行う者を対象に、搬出間伐等の森林施業と森林作業道の開設を支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」が創設される。また、丈夫で簡易な林道専用道、森林作業道の規格等が新設され、これらに対し予算を重点

化することにより路網整備が推進される。  
治山事業については、甚大な災害発生箇所における復旧対策や事業の大括り化を通じた事業間の用途の融通性向上等により、重点的かつ機動的な治山対策が推進されるとともに、流域保全の観点から、国土保全上重要な水源地域等において、自然災害等により機能が低下した保安林の整備が重点的に推進される。

3. 水産業振興対策  
低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進が重要課題となっている中、資源調査・評価や漁獲可能量の適切な管理等の実施により科学的知見や漁業実態に則した適切な資源管理を行うことが必要となっている。

このため、23年度では、我が国周辺水域資源評価推進事業及び国際資源評価等推進事業として、スルメイカ、マサバ、カツオ、マグロ類等の主要な水産資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源調査・評価等が実施される。  
また、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を構築し、コスト対策であるセーフティネット事業と組み合わせ、総合的な漁業所得補償が行われる。

4. 農林水産業共通対策  
野生生物による農林水産被害については、全国各地で野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物被害金額が約200億円で高止まりするなど、被害が深刻化・広域化する中、戸別所得補償制度の導入を円滑に行うためには、不作付けや生産意欲の低下の一因となつている鳥獣被害の対策が必要不可欠となっている。

ついて農林水産省は、22年4月に「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」を策定した。このガイドラインでは、農薬や肥料の使用、土壌の管理、危険な作業の把握など、食品安全、環境保全及び労働安全に関する工程管理の内容と、工程管理の手法として、計画、実践、点検・評価、見直し・改善の実践において、特に奨励すべき事項が提示された。

6. 中小企業振興対策  
金融機関による中小企業に対する融資の円滑化を図るため、債務保証を行う信用保証協会の経営基盤を強化し、資金供給業務を円滑に行う環境等の整備に81億円(資金供給円滑化信用保証協会等補助金42億円、経営安定関連保証等対策費補助金39億円)が措置される。

23年度においては、バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金として新たに9億円が措置され、エネルギー供給構造高度化法」に基づく判断基準において示されたバイオ燃料の導入目標達成のため、石油精製業者に対し、バイオ燃料の製造設備、貯蔵設備、混合設備等の整備が支援される。  
(担当・産業経済委員会)

よつて、安心して農業に取り組みることができる環境を整備するため、鳥獣被害防止対策が緊急的に強化される。

5. 食の安全及び消費者の信頼確保対策  
食の安全性確保への取組に

7. 資源エネルギー対策  
農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料としての利用を促進するため、20年10月に施行された「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料

### 地方財政委員会

#### 1. 地方財政関係

##### ①平成22年度補正予算に係る地方財政措置

国税収入の増額補正等に伴い地方交付税を1兆3126億円増額し、そのうちの3000億円を22年度に交付、1兆126億円については23年度地方交付税総額に加算することとした。また、地域活性化交付金3500億円を22年度歳出に計上した。

##### ②地方財政への対応

23年度地方財政への対応地(財政対策)は、片山総務大臣と野田財務大臣の合意により22年12月22日に決着した。23年度は、企業収益の回復等により地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が

#### 2. 地方税制関係

##### ①地方税の充実

23年度税制改正大綱(22年12月16日閣議決定)では、地域主権改革を進めていく観点から地方税の充実が重要であること、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安

一定程度回復することが見込まれた。その一方で、社会保障関係費の大幅な自然増や公債費が依然高水準であることなどから、14兆2452億円の財源不足が生じる見通しとなった。

この財源不足に対しては、一般会計からの加算のほか、地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算(1兆500億円)や、「地域活性化・雇用等対策費」の上乗せ分に対応した別枠加算(2150億円)等が講じられることとなった。その上で生じた折半対象財源不足(7兆6308億円)については、国と地方の「折半ルール」の適用により財源不足の補てんが行われた。

この結果、地方公共団体に交付される地方交付税の総額

定的な地方税体系を構築するなど地方税制度改革への取組が示された。

##### ②法人住民税・事業税

国税と地方税を合わせた法人実効税率が5%引き下げられるが、全体として地方の税収に極力影響を与えないよう、法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道

は17兆3734億円(前年度比4799億円、2.8%増)と4年連続で増額確保された。また、「財政運営戦略」(22年6月22日閣議決定)において、実質的に22年度の水準を下回らないよう確保するとされてきた一般財源総額につい

##### ④臨時財政対策債の配分方式の見直し

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式を廃止し、22年度に一部導入された、不交付団体に配分しない方式に移行することとされた。

##### ⑤子ども手当

23年度単年度の措置として、子ども手当の一部とし

府県と市町村の増減収を調整するため、24年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することとされた。

##### 3. 地方債関係

23年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを提供できるよう地方財

ては、59兆4990億円(同887億円、0.1%増)が確保された。23年度の地方財政の歳入歳出規模(地方財政計画ベース)は82兆5054億円(同3786億円、0.5%増)、このうち公債費等を除く地方

て、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みを存続し、児童手当分については、引き続き国、地方、事業主が費用を負担することとなった。24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、幅広く検討する

源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定された。総額は、13兆7340億円(前年度比

一般歳出は66兆8313億円(同5024億円、0.8%増)となった。

##### ③地方財政の健全化

地方財政の健全化を図る観点から、一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債は大幅に縮減され、6兆159

##### ⑥特別交付税制度の見直し

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、地方交付税総額における特別交付税の割合(現行6%)を23年度には5%、24年度以降は4%へと段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行することとされた。

##### ⑦地球温暖化対策に係る臨時措置

23年度税制改正大綱におい

2兆1636億円、13.6%減)となっている。

##### 4. 国庫補助負担金関係

「地域主権戦略大綱」(22年6月22日閣議決定)において、「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設することが示された。23年度は、第一

3億円(同1兆5476億円、20.1%減)となった。また、交付税特別会計借入金については、23年度から25年度までの間、各年度1000億円を償還するなど、計画的かつ着実な償還を行うこととされた。

「地球温暖化対策のための税」(国税)を導入することとされたが、具体的な地方財源の確保・充実の仕組みについて24年度実施に向けた成案が得られるまでの間の臨時措置として、地方公共団体が積極的に取り組んでいる森林吸収減対策等を一層支援するため、「地球温暖化対策暫定事業費」(23年度事業費100億円)を地方財政計画に臨時に特別枠として計上することとされた。

段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一部(5120億円)が一括交付金化される。当面は継続事業に配慮しつつ、客観的指標に基づく恣意性のない配分が導入される。なお、市町村分は24年度から実施することとされている。

(担当：地方財政委員会)

### 建設運輸委員会

1. 各種交通基盤整備の推進  
①道路整備について

国土交通省の平成23年度道路整備予算案は総額9862億円とほぼ前年度並みであった。道路整備費は22年度当初予算では前年度比で大幅減であったが、23年度予算案では公共事業関係予算が減少する中で、必要な社会資本整備については着実に整備されるよう担保することが言明されていた。特に「国土ミッシングリンクの解消」では前年度比5%増の3376億円が計上されており、主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等の整備を推進するとされた。しかし、地域高規格道路に関する23年度予算案は前年度比14%減の543億円となっている。本委員会が特に要望していた高規格幹線道路網と地域高規格道路網の整備状況は、平成23年1月25日現在、高規格幹線道路1万4000kmのうち、供用延長区間は9768kmであり、進捗率は未だに7割である。23年度の高規格幹線道路と地域高規格道路の新規事業採択予定箇所は直轄

事業では那覇空港自動車道小禄道路など4箇所、補助事業では国道313号倉吉関金道路など4箇所が採択予定となっている。  
なお、平成23年の高速道路の無料化社会実験には1200億円(前年度1000億円)が計上され、前年度比20%増となり、物流効率化のため夜間の大型車を対象とした長距離の無料化実験など、車種や時間帯の工夫について検討されることとなっている。

②鉄道整備について

国土交通省の平成23年度鉄道事業の基本方針では、高速鉄道ネットワークの形成は、「地域間の移動時間を大幅に短縮させて、関係する地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた高速交通機関として新幹線の整備を進める。フリーゲージトレインや超電導リニアの技術開発を推進する。」と位置付けられている。

③地域公共交通について  
国土交通省の平成23年度予算案では、「地域公共交通確保維持改善事業」が新設された。本事業の内容は、①従来の期間限定で立ち上げ期のみの補助、事後的な欠損の補助等としていた問題を抜本的に見直し、地域公共交通に係る予算を統合した上で、公共交通が独立採算では確保できない地域等において地域特性に応じ効率的に確保・維持するために必要な支援を行うとともに、移動に当たつてのバリアがより解消されるために必要な支援等を一体的に行う。②地方分権の趣旨を踏ま

特に新幹線鉄道の整備促進は「我が国の交通体系にあって、基幹的な高速輸送体系を形成する整備新幹線の整備を進める。建設中の区間については、予定どおりの完成・開業を目指して着実に整備を進める。未着工の区間については、整備新幹線問題検討会議等における検討結果を踏まえ、適切に対応する。」とされ、整備新幹線事業予算案として前年度比13.5%増の2950億円が計上されている。

え、国は地域の多様な関係者による議論を経た、地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組を支援するとともに、モラルハザードを抑制した効率的・効果的な支援を行う——こととしており305億円が計上されている。  
2. 自然災害対策の推進  
国土交通省の平成23年度予算案のうち、自然災害対策として特に河川局に対して「元気な日本復活特別枠」から激甚な水害・土砂災害が生じた地域における再度災害防止策に214億円、床上浸水被害が頻発する地域などを対象に348億円が配分されるなど

重点投資がされている。この他、災害発生の際の危機管理体制充実を図る「災害対応・危機管理対策」に約1183億円が計上されている。また、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に施行するとともに、気候変動・地球温暖化への適応策を実施する「予防的

な治水対策」によって三大都市圏などの重要区間における堤防の強化及び氾濫地域に政令市等を抱える災害危険度の高い河川の整備を行うこととしている。

なお、地震対策として内閣府防災担当予算案のうち「国民の安全・安心の確保」に、前年度より8億円減の68億円が計上され、その中に「防災対策の充実」として前年度より約5億円減の4億6000万円が計上されている。これにより、地震等防災対策の推進や「新たな情報通信技術戦略」への対応、災害復旧・復興施策推進など防災対策の充実が図られている。

3. まちづくりの推進  
国土交通省の平成23年度予算案における都市・地域整備関係の予算額は、事業費では2120億円であり前年度比22%減、国費では628億円であり、前年度比35%減となっている。しかし、従来計上されていた下水道、都市公園、都市環境整備などの大半の事業は「社会資本整備総合交付金」に移行することとされた。

なお、整備新幹線事業予算案2950億円の区別事業費は未着工3区間(北海道・新函館・札幌、北陸・金沢、敦賀、九州・諫早・長崎)には、検討次第で当年度より使用可能な「留保分」として、90億円が計上。既着工区間の配分額は新青森・新函館区間には倍増の880億円、長野・金沢(白山総合車両基地)には1780億円が計上されている。

なお、本交付金についてはその一部が「地域自主戦略交付金(仮称)」とされ、地方の自由度・使い勝手が更に向上されるものとなっている。  
4. 観光立国の推進  
観光庁の平成23年度予算案は総額101億円、前年度比25億円(20%)の減である。その内、観光を核とした地域の再生・活性化について、23年度予算案では、前年度比18%減の4億円が計上された。また、観光地域づくりプラットフォームフォーム支援事業においては、2.7億円が計上されており、様々な滞在型観光の取組を推進するため、市場との窓口機能の形成促進及び着地型(地元開発型)旅行商品の企画・販売、人材育成等の取組支援が行われることとなっている。(担当・建設運輸委員会)